

福岡ものづくりカイゼン企業支援アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会」(以下「協議会」という。)及び「ものづくりカイゼン企業促進センター」(以下「センター」という。)が、「福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)に基づいて実施する「福岡ものづくりカイゼン企業支援アドバイザー派遣事業」(以下「派遣事業」という。)については、この要綱に定めるところによる。

(利用者)

第2条 派遣事業の利用者は、福岡県に事業所を有し、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 事業者が実施する事業が、次のアからコに掲げるいずれかの産業分野に関する事業であって、別表一に示す指定主要業種又は指定関連業種に属する事業に合致すると認められること。

- ア 自動車関連産業分野
- イ 水素・燃料電池関連産業分野
- ウ ロボット関連産業分野
- エ パワー半導体関連産業分野
- オ 軽量Rubyによる組み込みソフトウェア開発関連産業分野
- カ 有機EL関連産業分野
- キ 再生可能エネルギー関連産業分野
- ク 医療福祉機器関連産業分野
- ケ 航空機関連産業分野
- コ 食品製造関連産業分野

(2) 事業者が、次の組織のいずれかの構成員であること又は構成員になることを希望する旨の届出をしていること、もしくは再生可能エネルギー関連産業分野において県がプロジェクト参加企業として指定する事業者であること

- ① 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議
- ② 福岡水素エネルギー戦略会議
- ③ 福岡ロボット・システム産業振興会議
- ④ 福岡県Ruby・コンテンツビジネス振興会議
- ⑤ グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会
- ⑥ ふくおか医療福祉関連機器・開発実証ネットワーク
- ⑦ 福岡県航空機産業振興会議
- ⑧ 福岡県立地企業振興会
- ⑨ 福岡県ものづくり中小企業推進会議

(3) 派遣事業の申請の日から平成31年3月31日までの間に1人以上の雇用の増加に努めることを協議会に誓約していること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体又は事業者は、派遣事業の対象としない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が役員となっている団体又は事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は事業者

(定義)

第3条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) カイゼン

事業所内の次の要素における改善策及び改善策による効果を広くカイゼンという。

- ① 製造現場、作業場、資材置場
 - ② 事務所
 - ② 従業者の待遇
 - ③ 労働環境
 - ④ 経理
 - ⑤ その他事業所に係る要素で協議会が認めるもの
- (2) 福岡ものづくりカイゼン企業支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）
利用者に対してカイゼンに係るアドバイス等を行うもので協議会が認める者をいう。
- (3) カイゼンリーダー
利用者が属する事業所においてカイゼンを積極的に推進・指導する立場の者をいう。

(支援内容)

第4条 アドバイザーは、利用者に対し、次の各号に掲げる事項に関して助言、指導を行うものとする。

- (1) 利用者が実施するカイゼン活動
- (2) カイゼンリーダーの育成
- (3) その他、利用者のカイゼン活動の推進に資する取組み

(申請手続き)

第5条 利用者は、アドバイザーの派遣を受けようとするときは、様式第1号によりアドバイザー派遣申請書をセンター長に提出しなければならない。センターはアドバイザーの派遣の可否について速やかに利用者に連絡するものとする。

(派遣事業の中止又は廃止の承認)

第6条 利用者は、アドバイザーの派遣を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 事業者は派遣事業が終了したときは、その日から起算して14日間を経過した日（第6条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日から起算し

て1か月を経過した日)又は派遣終了日の翌年度の4月4日のいずれか早い日までに様式第3号による報告書をセンター長に提出しなければならない。

(派遣の中止等)

第8条 センター長は、次の各号に該当するときは、派遣を中止又は廃止することができる。

- (1) 利用者が第2条の適用を受けなくなった場合
- (2) 第7条のアドバイザー派遣の中止又は廃止の申請があった場合
- (3) その他センター長が認める場合

(費用負担)

第9条 アドバイザーの派遣に係る経費については、協議会が負担する。

2 アドバイザーの助言・指導に基づき、利用者が実施したカイゼン活動に要する経費は利用者が負担する。

(派遣事業が2か年度にわたる場合の取扱い)

第10条 一の派遣事業が2か年度にわたる場合の申請手続き及び実績報告については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第5条の派遣申請は、年度毎において行うものとする。
- (2) 第7条の実績報告については、当該年度に係る実績を報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、施行の日から平成31年3月31日までの事業に適用する。

別表一

<p>自動車関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：輸送用機械器具製造業（31） 指定関連業種：繊維工業（11）、化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）、情報サービス業（39）、その他の小売業（60）、技術サービス業（74）</p>
<p>水素・燃料電池関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：電気機械器具製造業（29）、輸送用機械器具製造業（31） 指定関連業種：化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報サービス業（39）、その他の小売業（60）、技術サービス業（74）</p>
<p>ロボット関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：生産用機械器具製造業（26）、業務用機械器具製造業（27） 指定関連業種：繊維工業（11）、化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、情報サービス業（39）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、技術サービス業（74）</p>
<p>パワー半導体関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業（28） 指定関連業種：繊維工業（11）、化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、情報サービス業（39）、技術サービス業（74）</p>
<p>軽量 Ruby による組 込みソフトウェア 開発関連産業分野</p>	<p>指定主要業種：情報サービス業（39） 指定関連業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、技術サービス業（74）</p>

<p>有機 EL 関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：化学工業（16）、生産用機械器具製造業（26）、電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）</p> <p>指定関連業種：プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、窯業・土石製品製造業（21）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、輸送用機械器具製造業（31）、その他の製造業（32）、情報サービス業（39）</p>
<p>再生可能エネルギー 関連産業分野</p>	<p>指定主要業種：電気機械器具製造業（29）</p> <p>指定関連業種：木材・木製品製造業（12）、化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報通信機械器具製造業（30）</p>
<p>医療福祉機器関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：業務用機械器具製造業（27）、電気機械器具製造業（29）</p> <p>指定関連業種：繊維工業（11）、家具・装備品製造業（13）、パルプ・紙・紙加工品製造業（14）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、窯業・土石製品製造業（21）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報通信機械器具製造業（30）、輸送用機械器具製造業（31）、その他の製造業（32）、情報サービス業（39）</p>
<p>航空機関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：輸送用機械器具製造業（31）</p> <p>指定関連業種：プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、鉄鋼業（22）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、業務用機械器具製造業（27）、技術サービス業（74）</p>
<p>食品製造関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：食料品製造業（9）</p> <p>指定関連業種：飲料・たばこ・飼料製造業（10）</p>

注 括弧内の数字は、標準産業分類番号